

青森県立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の免除に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	青森県
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	青森県立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の免除に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の6の項 青森県立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条	青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和40年青森県条例第7号）第1条・第7条 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和36年3月青森県教育委員会規則第5号）第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、（高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的）とする。</p>	<p>第1条 この条例は、県立高等学校の授業料、受講料、聴講料、入学料及び 入学者選抜手数料(以下「授業料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 第7条 知事は、（特別の理由があると認めたとき）は、授業料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第2条 (高等学校の生徒又はその保護者（青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）第十六条第一項に規定する保護者をいう。））が、次の各号の一に該当する場合においては、校長は、その生徒の授業料又は受講料の全部又は一部を免除することができる。ただし、教育長が定める場合にあっては、校長はあらかじめ教育長の承認を得なければならない。</p> <p>一 生計困難のため、修学継続が著しく困難と認められる場合 二 火災、水害等不慮の災害を受け、授業料又は受講料の納付が著しく困難と認められる場合 三 前各号に掲げる場合のほか、校長が特に授業料又は受講料の免除を必要と認めた場合</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和40年青森県条例第7号） 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和36年3月青森県教育委員会規則第5号） 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和36年4月青森県規則第38号）</p>

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令153条 項1号</p>	<p>青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和36年3月青森県教育委員会規則第5号）第2条及び第5条</p>
<p>②事務の内容</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>授業料又は受講料の免除に係る申請に係る事実についての審査に関する事務</p>

利用特定個人情報1

<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令153条 項1号イ</p>	<p>青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和36年3月青森県教育委員会規則第5号）第2条及び第5条</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>都道府県知事等</p>

③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号□	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則第2条及び第5条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	外国人生活保護実施関係情報	外国人生活保護実施関係情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則第2条及び第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ニ	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則第2条及び第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和36年3月青森県教育委員会規則第5号）第2条及び第8条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	授業料の免除事由の消滅に係る届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号イ	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則第2条及び第8条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ロ	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則第2条及び第8条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	外国人生活保護実施関係情報	外国人生活保護実施関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ハ	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則第2条及び第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ニ	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則第2条及び第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則第2条の規定により、青森県知事より委任を受け、青森県教育委員会で処理している。
----	---

独自利用事務の対象者	県立学校の生徒等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年10月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Information Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.